

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第12-97号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表</b>			<b>別表</b>		
	機 関	職		機 関	職
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 <u>行財政改革監</u> 部長 局長 参与 広報監 副危機管理監 国際企画監 情報企画監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） (略)		知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 副危機管理監 国際企画監 情報企画監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） (略)
	(略)			(略)	
本庁以外の機関	(略)		本庁以外の機関	(略)	
	近代美術館	館長 副館長		近代美術館	副館長
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。